

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
の場合は、  
当日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定  
保険医療機関等の指定  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
争議行為の実施  
定期種畜検査の実施  
種畜証明書の有効期間の延長  
種畜証明書の交付  
基本測量の実施
- ◇ 告 採石業務管理者試験の実施  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 正 誤 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定<br>番号 | 種 別               | 図 書   |                | 発行<br>記号等      | 類 別 |
|----------|-------------------|---|----------------|----------------|-----|
|          |                   | 題 号   | 表示された発<br>行所名  |                |     |
| 957      | 雑誌その他<br>の刊行<br>物 | カルフ GUY 5月号   | 雑誌<br>01861—5社 | 株式会社東京三井<br>企画 |     |
| 958      | "                 | 少女の下着 コレクション  | DC—<br>ソ5      | 株式会社セイソ<br>企画  |     |
| 959      | "                 | 本物挿入<br>本物挿入  | DC—<br>タ3      | アリス出版          |     |
| 960      | "                 | 暴行入れる<br>銀絡   | DC—<br>タ4      | Do 企画          |     |
| 961      | "                 | ADULY CINEMA 通巻5号   | AD—<br>5—C     | 海鳴書房           |     |
| 962      | "                 | PLAY・HOLE   | DC—<br>ヤ1      | office JET     |     |
| 963      | "                 | エロスアップ増刊 淫姦女性器初し<br>EROSUP 増刊 女のSEX欲情処理<br>研究 第6巻第5号通巻76号 | EZ—<br>5—C     | アツパル社          |     |
| 964      | "                 | ◎ガイ下私を買って下さい。   | SL—<br>5—C     | 株式会社セゾン出<br>版社 |     |
| 965      | "                 | ギヤルズレポート 淫靡に開いた女<br>陰が濡れる時……                              | GR—<br>5—C     | ロテ出版           |     |

|     |   |   |             |            |
|-----|---|---|-------------|------------|
| 966 | " | SM Venus 愛奴隷—ジュノンコ<br>妊婦被虐洗礼                        | BN—<br>5—C  | —          |
| 967 | " | 東京スキンマガジン 最新SEX情報誌<br>東京スキンマガジン SEX産業女凶産。           | TM—<br>5—C  | 傑アリス出版     |
| 968 | " | 靡いじり<br>私の体あげる                                      | DC—<br>ソ9   | アリス出版      |
| 969 | " | 女体秘密<br>女人乃色香                                       | DC—<br>タ0   | チャイナハウス    |
| 970 | " | 愛・Come<br>アイ・カム                                     | DC—<br>ヤ2   | office JET |
| 971 | " | 女子高生 濡れどころ<br>ひとり戯れ                                 | DC—<br>ソ2   | Do 企画      |
| 972 | " | ダテルフアンダジー No.1                                      | JNMA<br>060 | 松尾書房       |
| 973 | " | S.m. Venus 愛・奴・隷—翔子<br>淫幻                           | BN—<br>4—C  | —          |
| 974 | " | 本番口技  | DC—<br>ソ1   | LANDA・SS   |
| 975 | " | コレククター によきつ号<br>コレククター によきつ号 狭腔痙攣                   | CO—<br>5—C  | 海鳴書房       |
| 976 | " | 露出狂 やりたくなる女<br>愛人志願                                 | DC—<br>ソ6   | アリス出版      |
| 977 | " | SCREW とりのあの子、マソチ<br>ヲ、写真大・特・集 スクリュー<br>濡れ穴覗き 第7巻第5号 | SK—<br>5—C  | トライビジョン    |
| 978 | " | しびれ穴<br>潤む感覚 100%!                                  | DC—<br>ソ7   | 傑アリス出版     |
| 979 | " | FUCK 増刊ピーナス<br>本番ビデオ                                | ZB—<br>5—C  | 土曜出版新社     |
| 980 | " | 超過激サロン 玉股(付)<br>フェラチオ十本番お口で射精!!<br>あなたの女。           | DC—<br>ヤ0   | アリス出版      |
| 981 | " | Shower ビニ本よりワニセツ少女<br>の犯され現場! 第二巻第五号                | SW—<br>5—C  | トライビジョン    |

|     |   |   |            |            |
|-----|---|---|------------|------------|
| 982 | " | 本番ソウ入<br>性社員                              | DC—<br>ソ8  | Do 企画      |
| 983 | " | レス日記                                      | 051A040    | 傑明和出版      |
| 984 | " | 増刊ZERO FUCK By FUCK                       | ZA—<br>5—C | 株式会社アリス出版  |
| 985 | " | ルソソソ女の男の交際誌<br>人妻の叫び...トレイ志願のワタシ<br>を買って! | R—<br>5—C  | 傑ペン        |
| 986 | " | ギヤルトピア<br>女子高生制服の中味<br>女子高生桃色遊戯           | TP—<br>5—C | 傑土曜出版社     |
| 987 | " | いじくり遊び<br>大胆にやっつてネ                        | DB—<br>ス7  | アリス出版      |
| 988 | " | DOLPHIN                                   | DC—<br>ヨ9  | office JET |
| 989 | " | GIRL & GIRL Gg<br>挿入激写本                   | G—<br>5—C  | 傑アリス出版     |
| 990 | " | 秘写 TABOO<br>女子大生交際遊戯<br>玉しやおりの<br>第七巻第五号  | HT—<br>5—C | トライビジョン    |
| 991 | " | ピンク特報<br>淫らに挿入<br>女子高生陰肉ねおりの<br>Vol.34    | PT—<br>5—C | アリス出版      |
| 992 | " | ナイトラヲ増刊<br>女陰責め<br>第8巻3号 No.89            | NZ—<br>5—C | 傑アツアル社     |

鳥取県告示第三百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基つき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称       | 所 在 地              | 指 定 年 月 日    |
|-----------|--------------------|--------------|
| 三好 内科     | 米子市道笑町二丁目一〇一       | 昭和五十八年三月三十日  |
| 提嶋外科クリニツク | 米子市上福原五七八一六        | 昭和五十八年三月二十二日 |
| 足立 医院     | 境港市幸神町一八           | 昭和五十八年三月十七日  |
| 三代 歯科医院   | 倉吉市上井町二丁目八一二一      | 昭和五十八年三月二十三日 |
| 溝 口 薬局    | 日野郡溝口町溝口二四二        | 昭和五十八年三月十五日  |
| もり 歯科医院   | 鳥取市南吉方町三丁目四八六      | 昭和五十八年三月二十四日 |
| あおば 歯科医院  | 米子市福市古宮畑一一七〇一<br>三 | 昭和五十八年三月十六日  |

鳥取県告示第三百六十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称         | 所 在 地        | 指 定 年 月 日   |
|-------------|--------------|-------------|
| 林原皮膚科泌尿器科医院 | 米子市博労町四丁目三六〇 | 昭和五十八年四月十三日 |

鳥取県告示第三百六十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長田中孝博から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

- 1 賃金引上げに関する要求の件
  - 2 産業別最低賃金に関する要求の件
  - 3 夏季一時金に関する要求の件
- 二 日時

昭和五十八年四月二十三日午前零時から本事件の完全解決に至るとき

まで

三 場 所

鳥取瓦斯株式会社の経営するガス事業場の全職場（鳥取市及び国府町）

四 概 要

全面的、部分的又は連続的、断続的に多種多様の争議行為及びこれに對する妨害排除のための争議行為を単独に、又は併用して行う。

鳥取県告示第三百六十九号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十八年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|                       |                                   |              |
|-----------------------|-----------------------------------|--------------|
| 検査日時                  | 検査場所                              | 家畜の種類        |
| 昭和五十八年五月二十四日午前九時三十分から | 鳥取市国安<br>鳥取県種畜場鳥取分場               | 乳用牛、肉用牛、豚及び馬 |
| 昭和五十八年五月二十四日午後一時から    | 倉吉市大塚<br>中部家畜市場                   | 豚            |
| 昭和五十八年五月二十四日午後三時から    | 東伯郡北条町大字下神<br>鳥取県経済農業協同組合連合会北条種豚場 | 豚            |

昭和五十八年五月二十五日午前十時から

東伯郡赤碕町大字出上  
鳥取種畜牧場

乳用牛、肉用牛、豚及び馬

昭和五十八年五月二十五日午後一時から

東伯郡赤碕町大字松谷  
鳥取県種畜場

豚

昭和五十八年五月二十六日午前十時から

西伯郡岸本町大字久吉  
西部家畜市場

豚

昭和五十八年五月二十六日午後一時から

西伯郡西伯町北方  
鳥取県中小家畜試験場

豚

昭和五十八年五月二十七日午前十時から

日野郡日野町根雨  
旧根雨家畜市場

乳用牛、肉用牛豚及び馬

鳥取県告示第三百七十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、昭和五十七年度の定期種畜検査で交付した種畜証明書の有効期間を昭和五十八年度の定期種畜検査の日まで延長する旨の通報があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示三百七十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の

種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 種畜証明番号    | 名前 | 品種   | 生年月日     | 産地  | 血 統 |        | 級別 | 飼養者の所在地及び名称  |
|-----------|----|------|----------|-----|-----|--------|----|--------------|
|           |    |      |          |     | 父   | 母      |    |              |
| 昭57鳥取臨第3号 | 福吉 | 黒毛和種 | 56.11.25 | 米子市 | 福金波 | さかえ3   | 1級 | 東伯郡赤碓町鳥取県種畜場 |
| 昭57鳥取臨    | 金城 | "    | 57.2.27  | 鳥取市 | 金高  | さだおの   | "  | "            |
| 昭57鳥取臨第5号 | 茂隆 | "    | 57.3.10  | 八頭郡 | 高茂  | せんきよう1 | "  | "            |

鳥取県告示第三百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）
- 二 作業期間 昭和五十八年四月十九日から同年十二月十五日まで
- 三 作業地域 米子市、倉吉市、境港市、三朝町、関金町、大栄町、東伯町、赤碓町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日野町、江府町及び溝口町

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第12回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和58年4月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

| 試 験 科 目                         | 試 験 時 間 |
|---------------------------------|---------|
| ア 岩石の採取に関する法令<br>（環境保全関係法令を含む。） | 2 時 間   |
| イ 岩石の採取に関する技術的な事項               |         |

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和58年6月7日(火) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目27番地

鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和58年4月25日(月)から5月14日(土)まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 その他、受験についての詳細は、土木出張所に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する、講習会を次のとおり開催する。

昭和58年4月19日

鳥取県公安委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種類

- (1) 初心者講習法 第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。
- (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

| 区分    | 日                                    | 時 | 場                               | 所                   | 受講対象者                 |
|-------|--------------------------------------|---|---------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 初心者講習 | 昭和58年6月9日<br>午前10時30分から<br>午後4時30分まで |   | 米子市樺町一丁目<br>151 鳥取県米子警察署<br>会議室 |                     | 米子、境港、溝口、警察署の管内に居住する者 |
| 経験者   | 昭和58年5月20日<br>午後1時30分から<br>午後4時まで    |   | 米子市樺町一丁目<br>151 鳥取県米子警察署<br>会議室 | 吉吉町77番地<br>鳥取県吉吉警察署 | 米子、境港、溝口及び黒坂の管内に居住する者 |

|        |                                   |   |  |
|--------|-----------------------------------|---|--|
| 講<br>習 | 昭和58年5月27日<br>午後1時30分から<br>午後4時まで | 鳥取市東町一丁目<br>271<br>鳥取県庁第2庁舎<br>8階第29会議室 | 智<br>警<br>署<br>岩<br>美、<br>鳥<br>取、<br>郡<br>家、<br>郡<br>家、<br>智<br>警<br>署<br>の<br>管<br>内<br>に<br>居<br>住<br>す<br>る<br>者      |
|        | 昭和58年6月17日<br>午後1時30分から<br>午後4時まで | 米子市樫町一丁目<br>151<br>鳥取県米子警察署<br>会議室      | 黒<br>警<br>署<br>米<br>子、<br>境<br>港、<br>溝<br>口、<br>智<br>警<br>署<br>の<br>管<br>内<br>に<br>居<br>住<br>す<br>る<br>者                 |
|        | 昭和58年6月23日<br>午後1時30分から<br>午後4時まで | 鳥取市東町一丁目<br>220<br>鳥取県庁講堂               | 智<br>警<br>署<br>岩<br>美、<br>鳥<br>取、<br>郡<br>家、<br>郡<br>家、<br>智<br>警<br>署<br>の<br>各<br>管<br>内<br>に<br>居<br>住<br>す<br>る<br>者 |

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者  
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項について考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

正 誤

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十八年四月鳥取県公安委員会規則第四号）中次の箇所を誤りがあったのと訂正する。

- 頁 誤 正
- 五 上 第一條 題名及び第一條
- 五 上 題名及び第二條 第二條